

保護者 様

保育園長

インフルエンザ感染に伴う経過報告について

インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

園児については、インフルエンザは重症の場合を除き、「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過する」をもって治癒するものとされております。

再登園するにあたって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありませんが、インフルエンザが治癒し、登園するときは、下記の「経過報告書」を提出してください。なお、この報告書は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありません。

キ リ ト リ

経過報告書

クラス 園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しておりほかに感染のおそれはないことを報告します。

1. 疾患名 インフルエンザ 型
2. 発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) 令和 元年 月 日()
3. 受診した医療機関名および受診日
医療機関名: 受診日: 令和 元年 月 日()

4. 治癒の根拠

(1) 発症した後5日を経過した。

発症した日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	★発症後6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
度	度	度	度	度	度	度

(2) 解熱日(平熱に下がった日)後、3日経過した。

解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	★解熱後4日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
度	度	度	度	度

(3) 登校日

(1) と (2) の太枠の日にちのうち、遅いほうが登校日となります。

登園日

月 日

5. おやすみした期間 令和 元年 月 日() から 月 日() まで

保育園長 様

令和 元年 月 日 保護者氏名

印